

奨学給付金 「新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少」による家計急変申請をする場合

家計急変事由のうち、「新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少」による家計急変申請をする場合は、発生事由を証明する書類として以下の書類が必要です。

下記のいずれも必要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等
- ※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、「公的支援の証明書を提出できない場合の事情書」（様式5-4）を提出する。
- ・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し
- ・家計急変の発生した月とその前月の給与明細又は会計帳簿（家計急変前後の収入の比較ができるもの）

【公的支援の例】

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- ・小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・月次支援金